

平成30年1回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成30年1月25日(木)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後2時01分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	欠	12	松本雅夫	出
3	小和瀬守	出		渡 邊 登	出
4	室岡重雄	出		野 邊 良 男	出
5	中嶋安男	欠		松本十丸	出
6	吉田廣司	出		渡辺利夫	出
7	竹澤國雄	欠		嶋田治彦	出
8	松村萬平	欠		大澤守男	出
9	小林成行	出		池田清十郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成三十年第一回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、梅澤功委員、中嶋安男委員、竹澤國雄委員、松村萬平委員から欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成三十年第一回寄居町農業委員会総会</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選出について、</p> <p>日程第2、議案第1号から議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第5号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第4、議案第6号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>合わせて、前回の総会でご質問のありました議案第102号ですが、議案発送時に説明資料と案内図をお送りしております。ご質問のありました、(該当地番)ですが、平成4年8月3日に寄居町に所有権が移っており、公衆道路として使っている土地になります。</p> <p>以上報告をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第十一条第二項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは吉田廣司委員と小林成行委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第1号から第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第1号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案1号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地の東隣に住んでいる(譲受人)さんの自宅の拡張になります。ご家族が増えることに伴いまして自転車を置くスペースがなく屋根付きの駐輪場として利用をしたいということになります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

発 言 者	内 容
議長 内田委員	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>先日、推進委員と現地確認、(譲受人)さんへの聞き取りをして参りました。申請地ですけれども以前(譲渡人)さんから申請頂いて去年こちらでご審議頂きました。(譲受人)さんにお話しを伺いましたら、こちらでもう住宅の工事が始まっていてここに生け垣があったそうで住宅が出来ると生け垣を切ることもできないので、切ってしまったそうです。また、境界がトラブルという程ではありませんが曖昧だったそうで、この際空いた土地があるのなら購入して土地を増やしてブロック塀をきちっと作りたいと言うお話でした。ですので問題ないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>現在建っている建物を取り壊し、新たに小規模保育施設と放課後児童健全育成施設を併設した施設として今回の申請地を利用するための今回の申請になります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
渡辺推進委員	<p>渡辺委員</p> <p>21日に松村委員と共に現地に行つて来ました。始末書が添付されているということですが、ゲートボールに使っていたようなところがありまして、現在は農地として使えるような現況は復帰されており、また学童の施設ということで、あの辺は学童の施設がないということで、公共的なものであるので問題ないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>

発 言 者	内 容
	<p>議案第 2 号でご審議を頂きました農地に隣接する農地が今回の申請地となります。これまで現況地目が雑種地ということで、農地転用の許可なく(譲受人)の職員の駐車場として使ってきた経緯がありまして、しっかりと今回許可を取って駐車場敷地として利用していきたいとの事での申請になります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請にも、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>議長 この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>渡辺委員</p>
渡辺推進委員	先程も説明ありましたように現況回復がなされているという事で問題ないと思います。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 3 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に、議案第 4 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 4 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
	(譲受人)さんは現在奥様とお子様の 3 人暮らしで将来的なことを考え、義理のお父様である(譲渡人)さんの土地を借受け自己用の住宅を建築したいということで今回の申請になります。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。
	大澤委員
大澤推進委員	21 日に梅澤委員さんと現地の確認に行って来ました。(譲受人)さんの娘さん夫婦が家を建
	てたいということで、特に問題ないと思います。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 4 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	続きまして、日程第 3、議案第 5 号農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題

発 言 者	内 容
事務局	<p>といたします。</p> <p>それでは、議案第 5 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 2 ページと 3 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定（移転）につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 5 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 4 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 26 人です。</p> <p>合計 36 筆で、57,229 m²、そのうち、田が 9 筆で、10,925 m²、畑が 27 筆で、46,304 m² です。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声があったら)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 5 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 4、議案第 6 号農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 6 号につきまして事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページから 7 ページを御覧ください。なお、7 ページについては、本日お配りしたものであるものに差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございません。</p>
事務局	<p>それでは、議案の説明にうつらせていただきます。農用地利用配分計画につきましては、</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条に基づきまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画案の作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、農地中間管理機構(埼玉県は埼玉県農林公社)が、農地の貸付希望者を募集して、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した人の中から、適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等 担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。</p>

発 言 者	内 容
	<p>本町における農地中間管理事業の推進につきましては、男衾の旧塚田土地改良区内と今年度新たに花園橋下の男衾の下耕地地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の3者で実施しております。</p> <p>先ほど御審議を頂きました、議案第5号の農用地利用集積計画の整理番号8から36で、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、田3筆、畑26筆を借受けました。その借受けた農地を、借受け希望者に貸付けるのが、この農用地利用配分計画でございます。</p> <p>借受けるのは、(借受1)と(借受2)、(借受3)と(借受4)、(借受5)の5名です。該当農地につきましては、6ページと7ページを御覧いただきますと、青い色で塗ってある部分が、これまでの配分済み農地で、赤い色で塗られている部分が、今回の配分計画の農地でございます。旧塚田土地改良区内は、今回、田1筆732㎡、畑5筆7,862㎡、合計6筆8,594㎡。今までの集積された面積も合計すると76,030㎡、集積率は16.14%です。下耕地は、今回、田2筆2,024㎡、畑21筆37,805㎡、合計23筆39,829㎡。集積率は14.56%です。</p> <p>なお、御承認を頂きました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画(案)を送付いたしまして、その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。以上です。</p>
議長	<p>この件について、委員さんから何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第6号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から、何かありますか。</p> <p>事務局から3点、ご連絡いたします。</p> <p>1点目です。次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。2月26日月曜日の午後1時30分から促進協議会、午後2時15分から総会で、お願いいたします。繰り返します。2月26日月曜日の午後1時30分から促進協議会、午後2時15分から総会で、お願いいたします。</p> <p>2点目です。2月19日月曜日の午後2時から午後4時に、平成29年度大里農業委員会連絡協議会研修会が、深谷市生涯学習センター・深谷公民館、大会議室、で開催されます。12時50分に役場から行政バスで出発いたしますので、ご予約をよろしくお願いいたします。なお、皆様にお伝えしている通知の中では研修会と懇親会と表記がございますけれども、今回懇親会の方は予定がありませんので研修会のみのお出欠での確認ですので、よろしく申し上げます。</p> <p>3点目です。2月14日水曜日の午前10時30分から、寄居町農業再生協議会総会が寄居町役場4階、402会議室で開催されます。例年、農業委員会総会と同日に、行っておりましたが、今年度は別日となりますので、ご了承ください。後日、農林課から委員さん方には郵送で、通知をお送りいたしますので、ご予約をよろしく申し上げます。</p>

発 言 者	内 容
議長	以上、よろしくお願ひします。 それでは他に無いようですので、平成三十年第一回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	(事務局長、起立・礼・着席の発声)

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>吉田 廣司 委員 小林 成行 委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>平成30年1月25日</p> <p>議 長 室岡重雄</p> <p>委 員 小林成行</p> <p>委 員 吉田廣司</p>